

平成30年度 地域成長戦略対策利子補助金

評価表

NO.

40

所管部課名	商工観光部 商工政策課	担当者	坂上 勝利					
事務事業名	中小企業振興費 企業支援事業費							
根拠法令	地域成長戦略対策利子補助金交付要綱							
補助経過年数	6年以上10年以下							
平成30年度 予算額	6,500 千円	国県支出金 千円	一般財源 6,500 千円	その他 千円	その他の内容			
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	補助金の交付件数		120		平成35年度			
成果指標②	雇用保険被保険者数		25,000		平成35年度			
補助対象者	株式会社日本政策金融公庫が取り扱う地域成長戦略資金の新企業育成貸付、企業活力強化貸付、環境・エネルギー対策貸付、企業再生貸付及び食品貸付の融資を受けた市内中小企業者							
補助対象経費	交付期間中の毎年1月から12月に支払った利子額							
補助対象事業・活動の内容	地域成長戦略対策に対象資金の融資を受けた場合において、中小企業者の負担を軽減し、本市中小企業の経営体質の強化及び新規事業への取組促進を図るため、中小企業者等に対し利子補助金を交付する。							
	分類	☐ 運営補助のみ ☐ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☒ その他						
補助金額又は補助率	補助率100%（ただし、1千万円以内が補助対象）							
上記項目の積算方法	予算の範囲内							
補助を受ける事業（団体）等の経過を3年間の決算状況	項目	平成27年度		平成28年度		平成29年度		
		金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	
	収入	自己資金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入		0.0%		0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	5,688,200	100.0%	6,467,800	100.0%	6,418,600	100.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（前年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
		計	5,688,200	100.0%	6,467,800	100.0%	6,418,600	100.0%
	支出	事業費	5,688,200	100.0%	6,467,800	100.0%	6,418,600	100.0%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
		計	5,688,200	100.0%	6,467,800	100.0%	6,418,600	100.0%
支出計/前年度支出計				113.7%		99.2%		
自己資金/前年度自己資金								
翌年度繰越金/市補助金		0.0%		0.0%		0.0%		
交付件数		88		111		127		
成果指標の推移①		88		111		127		
成果指標の推移②		24,356		24,503		25,157		
特記すべき事項等	【前回評価】平成27年度「見直しの上で継続：補助内容の改善」 ・地域成長戦略の対象業種について、基準を設け精査されたい。 ・補助金の目的について、総合計画の理念・目的に合わせ明確にされたい。 ・補助金の限度額について、少額な申請は手続きの効率性から、下限を設けるなど検討されたい。 【前回評価への回答】 ・地域成長戦略の分野に位置付けている食品、次世代エネルギー、医療介護周辺、観光ビジネス、起業、創業に取り組む融資に対する利子補助制度としている。 【事業のPR方法】ホームページや商工会議所等への周知を行っている。説明会の実施 【費用対効果】中小企業者への補助により負担軽減になり市経済の向上にもつながる。 【補助事業以外の事業】該当なし 【その他】該当なし							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	地域成長戦略対策に該当する資金借り入れに対する補助であり、中小企業の経営体質の強化や新規事業への取組促進を図っている。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	①に該当する。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	中小企業の経営体質の強化や新規事業への取組推進を図ることにより安定した経済活動を促進するために必要である。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	事業者の資金借り入れに対する利子補助であり、補助により行うことが適当である。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	該当資金の融資額の上限を設けており妥当である。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられ、かつ、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	借入から3年を上限としており、また支払った利子額に対する補助となるため、固定的な補助にならないと見込まれる。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	地域経済の活性化、雇用の安定に繋がる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	事業者の経営体質の強化、新規事業取組のための投資の負担軽減の手段として妥当である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	適正な運用がなされている。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	〈今後の改革の方向性〉 ☐現状のまま継続 ☒見直しの上で継続 ⇒今後の方向性☐拡大 ☐他の補助金と統合 ☒補助内容の改善 ☐縮小 ☐移管 ☐休止 ☐廃止 〈上記方向の理由〉 補助率の引き下げ等、経済状況や施策に合わせた見直しを行う。 〈改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画〉	外部評価結果	〈視点別評価〉 公益性 ⇒ ☐高い ☐低い 必要性 ⇒ ☐高い ☐低い 有効性 ⇒ ☐高い ☐低い 適格性・妥当性 ⇒ ☐高い ☐低い
			〈今後の改革の方向性〉 ☐現状のまま継続 ☐見直しの上で継続 ⇒今後の方向 ☐拡大 ☐他の補助金と統合 ☐補助内容の改善 ☐縮小 ☐移管 ☐休止 ☐廃止
			〈まとめ〉

○薩摩川内市地域成長戦略対策利子補助金交付要綱

平成25年3月29日

告示第229号

改正 平成29年3月27日告示第88号

(趣旨)

第1条 この告示は、薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定に基づき、及び条例を実施するため、地域成長戦略対策利子補助金（以下「利子補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 市長は、本市の区域内において事業を営む中小企業者が、地域成長戦略対策に該当する資金（以下「地域成長戦略資金」という。）の融資を受けた場合において、当該中小企業者の負担を軽減し、もって本市中小企業の経営体質の強化及び新規事業への取組促進を図るため、当該中小企業者等に対し、予算の範囲内において利子補助金を交付する。

(定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 地域成長戦略資金 株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）に基づく株式会社日本政策金融公庫が取り扱う新企業育成貸付、企業活力強化貸付、環境・エネルギー対策貸付、企業再生貸付及び食品貸付（1,000万円を限度とする。）をいう。

(2) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する中小企業者のうち、前号に規定する地域成長戦略資金の融資を受ける資格を有するものをいう。

(利子補助金の交付)

第4条 市長は、本市の区域内において6箇月以上継続して事業を営む中小企業者が地域成長戦略資金の融資を受けた場合において、必要があると認めるときは、当該中小企業者に対し、利子補助金を交付する。

(利子補助金の交付期間)

第5条 利子補助金を交付する期間は、中小企業者が地域成長戦略資金の融資を受けた日（当該融資に係る申込みをし、当該融資に係る決定の通知を受けた日をいう。以下「融資決定日」という。）の属する月の翌月から起算して3年（以下「交付期間」という。）を限度とする。

(利子補助金の額)

第6条 利子補助金の額は、交付期間中の毎年1月1日から12月31日までの間（以下「計算期間」という。）において、地域成長戦略資金の融資を受けた中小企業者（以下「補助対象者」という。）が、当該地域成長戦略資金を償還する場合に取扱金融機関に対して支払う利子（地域成長戦略資金に係る融資利率により算出する利子で、交付期間中に支払うものをいい、延滞利息は含まない。以下同じ。）の合計額とする。この場合において、100円未満の端数が生じたときは、当該端数は切り捨てるものとする。

(利子補助金の交付申請)

第7条 利子補助金の交付を受けようとする補助対象者は、融資決定日の翌日から起算して1箇月以内に、地域成長戦略対策利子補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、薩摩川内市をその地区とする商工会議所又は商工会（以下「商工会議所等」という。）に提出しなければならない。

- (1) 株式会社日本政策金融公庫が地域成長戦略資金の融資に際し補助対象者に発行した手形、証書等地域成長戦略資金の融資金額、融資利率、償還期間、償還方法等その事実を証する書類
- (2) 地域成長戦略資金に係る償還計画書
- (3) 市税の滞納がない旨の証明書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 商工会議所等は、交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付申請書に地域成長戦略対策利子補助金交付に係る推薦書（様式第2号。以下「推薦書」という。）を添えて、市長に提出するものとする。

(利子補助金の交付決定)

第8条 市長は、交付申請書及び推薦書を受理したときは、その内容を審査し、利子補助金を交付することが適当であると認めるときは、地域成長戦略対策利子補助金交付決定通知書（様式第3号。以下「決定通知書」という。）を当該補助対象者に交付するものとする。この場合において、利子補助金交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(利子補助金の請求)

第9条 決定通知書の交付を受けた補助対象者は、利子補助金の交付を請求しようとするときは、計算期間満了後2箇月以内（当該計算期間中に交付期間が満了する月があるときは当該月の翌月中）に、地域成長戦略対策利子補助金交付

請求書（様式第４号）に次に掲げる書類を添えて、商工会議所等を経て、市長に提出しなければならない。

- （１） 当該期間中における利子の支払状況を証する書面
 - （２） 決定通知書の写し
 - （３） 前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- （利子補助金の交付）

第１０条 市長は、前条の請求書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、当該補助対象者に利子補助金を交付するものとする。

（調査）

第１１条 市長は、特に必要があると認めるときは、関係職員に補助対象者の地域成長戦略資金に係る利子の支払状況、証書その他の物件等を調査させることができる。

（決定の取消し又は利子補助金の返還）

第１２条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、利子補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した利子補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- （１） 利子補助金の交付決定の際に付した市長の条件に違反したとき。
- （２） 交付申請書その他の関係書類に虚偽の記載をし、又は申請、請求その他の行為に不正があったとき。
- （３） 地域成長戦略資金に係る利子の支払を３箇月以上遅延しているとき。
- （４） 前３号に掲げるもののほか、この告示に定める事項に違反したとき。

（成果）

第１３条 この利子補助金の交付を通じて得ようとする成果は、中小企業の体質強化及び新規事業への取組促進とする。

（見直しの期間）

第１４条 利子補助金に係る条例第４条第１項の市長が定める期間は、３年とする。

（効果の測定）

第１５条 利子補助金に係る条例第４条第２項第１号に定める効果は、償還計画に対する償還の実績その他中小企業の経営の安定化の状況を指標に用いて測定するものとする。

（その他）

第１６条 この告示に定めるもののほか、利子補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行し、平成 25 年 1 月 1 日以降に融資決定を受けた者について適用する。

(経過措置)

- 2 施行日前に融資決定を受けた者に係る第 7 条第 1 項の規定の適用については、同項中「融資決定日の翌日から起算して 1 箇月以内」とあるのは、「平成 25 年 4 月 30 日まで」と読み替えるものとする。

附 則（平成 29 年 3 月 27 日告示第 88 号）抄

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

補助金交付先一覧

平成29年度

【単位:円】

	団体名	収入		計	支出			計	主な運営・事業内容
		市補助金	自己資金		事業費	人件費	その他		
1	地域成長戦略対策利子補助金申請者(計127件)	6,418,600		6,418,600	6,418,600			6,418,600	融資の利子額
2				0	0			0	
3				0	0			0	
4				0	0			0	
5				0	0			0	
6				0	0			0	
7				0	0			0	
8				0	0			0	
9				0	0			0	
合計		6,418,600	0	6,418,600	6,418,600	0	0	6,418,600	